

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル
燃料備蓄センターにおける使用済燃料の
貯蔵の事業の変更許可申請（型式証明を
受けた金属キャスクの追加等）の概要に
ついて

令和6年1月
原子力規制委員会

(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 リサイクル燃料貯蔵株式会社

住 所 青森県むつ市大字関根字水川目 596 番地 1

代表者の氏名 代表取締役社長 高橋泰成

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 リサイクル燃料備蓄センター

所 在 地 青森県むつ市

(3) 変更の内容

平成 22 年 5 月 13 日付け平成 19・03・22 原第 11 号をもって事業許可を受け、令和 2 年 11 月 11 日付け原規規発第 2011113 号及び令和 5 年 2 月 8 日付け原規規発第 2302082 号をもって使用済燃料の事業の変更許可を受けたリサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書の記載事項中、次の事項の記述の一部を変更する。

三、貯蔵する使用済燃料の種類及び貯藏能力

四、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法

(4) 変更の理由

貯蔵する使用済燃料貯蔵設備本体の金属キャスクの種類からBWR用大型キャスク（タイプ2）を削除し、BWR用中型キャスク（タイプ2）及びPWR用キャスク（タイプ1）を追加する。併せて、記載事項の一部について、適正化を図る。